

平成 26 年度丹波市下水道事業運営審議会 会議記録

日 時 平成 26 年 12 月 3 日（水曜日） 午後 1 時 30 分～

場 所 氷上住民センター 大会議室

出席者	中尾 寛 司	里 尚	吉 兼 久（欠席）
	田中 延 重	西 安 五 月	荻野美代子
	中道知代子	近藤まさ子	大西かほる
	吉見 温 美	亀井敏 数	佐中拓夫
	本庄 一 郎	和田克 昭	津田正夫

事務局 鬼頭哲也副市長、駒谷誠建設部長、田村宗治下水道課長、西山健吾管理係長、吉竹巧工務係長、井上博生業務係長、矢持竜児主査、中道裕美主査

傍聴者 なし

1. 開会

事務局よりあいさつ

2. 委嘱書交付

鬼頭副市長が市長を代理し、各委員を代表し中尾寛司様に委嘱書を交付する。

3. 副市長あいさつ

先ほど紹介にあずかりました丹波市副市長の鬼頭でございます。先ほど司会からもありましたように、本来でしたら市長が参りまして、お一人おひとり委嘱状を交付させていただきまして、お願いをしなければなりません、神戸の方に行っておりまして、失礼をさせていただいております。

今、中尾委員様に委嘱書を交付させていただきました。皆様ご公私お忙しい方ばかりですが、よろしくお願ひ申し上げます。

審議会の開催にあたりまして、少しお話しをさせていただきます。8月16日、17日に丹波市の市島を中心に豪雨災害がございました。全壊家屋が18件、大規模半壊あるいは床上浸水、床下浸水を合わせますと1000件を超える被害がございました。丹波市としては発足後初めての大きな被害でございます。その中で下水道施設も多大な被害を受けておりまして、浄化センター12施設が浸水しておりますし、中継ポンプ、管路施設でも被害を受けております。

9月の初めにはだいたい復旧したわけでございますけれども、その中で普段、下水道施設はごく普通に使っており、当たり前の施設で、あまり下水道施設の恩恵を受けていることを普段の生活で感じないわけでありまして、いざ、機能を失うと下水道施設はいか

に重要なものかを知るわけでございます。

東北の大震災、阪神淡路大震災などがございましたが、下水道施設が被害を受けますと、トイレも使えず、仮設トイレは使いたくない、使いづらいということで、あまり水分を摂られず、長期にわたりますと、健康上の被害が大きくなります。普段何気なく使っている下水道でありますけども、止まってしまいますと、いかに我々の生活に重要なものかということを実感させられるわけでございます。下水道の施設をこれから末永く維持管理していかなければならないということでございます。

丹波市は、旧町時代から、氷上町は昭和 40 年から公共下水道の整備を開始して以来、丹波市の 6 町合併時には、すでに、そのほとんどが完了しておりました。これからは、これらの施設を維持・管理・運営していく時代となってきたというわけで、丹波市で 35 あります処理場の維持管理は、そういう中で、下水道使用料につきましては、平成 21 年に審議会から答申をいただき、合併前は、ばらばらの使用料でございましたが、統一をしていただきまして現在に至っているところでございます。

また説明がございませけれども、水道水と井戸水等の併用使用されている世帯の一部について公平な下水道使用料の負担ができていないのではないかと指摘がされております。今回そのことにつきまして議論いただきまして、考えをいただきまして、反映させていきたいと考えております。将来に向けて下水道という大切な社会資本が末永く維持されていきますよう色々ご審議、お知恵をいただきますよう、よろしく願いいたします。

4. 委員紹介

中尾委員から順に自己紹介

事務局より欠席されている委員について連絡をする。

駒谷部長から順に事務局職員の自己紹介

5. 丹波市下水道事業運営審議会の設置に関する条例の説明

事務局から、丹波市下水道事業運営審議会の設置に関する条例の説明を行う。

丹波市自治基本条例第 18 条により、審議会公開の原則があり、公開への理解を求める。

6. 会長等の選出

会長、副会長を委員の互選により定める。

選出についての意見がなかったため、事務局から提案する。

異議なしを受け、事務局から選任案を提案することが了承される。

会長には丹波市自治会長から里尚委員、副会長には丹波市消費者協議会から荻野美代子委員をお願いをし、拍手を持って承認される。

7. 会長・副会長あいさつ

里会長、荻野副会長のあいさつ

8. 諮問

丹波市下水道使用料に係る井戸水等併用の算定についての諮問内容を副市長が読み、里会長へ手渡す。

9. 議事

(1) 下水道使用料に係る井戸水等併用の算定方法における課題について

(会長) 事務局の方からお話がありましたように、審議を進めるに当たり、私の方で進めさせていただきたいと思います。まず、副市長の方から、第10号ということでお手元にあります、丹波市下水道使用料に係る算定についてということで、いただいております。これを議題として進めてまいりたいと思いますが、今回は第1回ということでございますので、丹波市下水道使用料の基本的な算定方法などの状況を共有できればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(事務局) 丹波市の下水道使用料における水道水と井戸水等の算定方法についてご説明いたします。会長も申されましたように本日は、丹波市の井戸水等併用世帯における算定方法の現状と課題についてご説明申し上げまして、その課題に対する方向付けにつきまして、次回の会議でご審議いただければと思います。それでは、丹波市下水道使用料に係る井戸水等併用の算定方法について、資料1に沿ってご説明を申し上げます。

最初に資料1-1の「丹波市下水道条例、丹波市下水道条例施行規則」をご覧ください。中ほどの(2)の下線部分であります。「水道水以外の水、これを「井戸水等」と定義しまして、水道水以外の水を排除した場合又は水道水及び井戸水等を併用し排除した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する」と定めておりまして、さらにその下、規則の表の「水道水及び井戸水等を併用」の使用区分におきまして、「井戸水等のみとして算出した水量又は水道水の使用量のいずれか多い方の水量とする」と規定しているところです。また、「井戸水等のみ」の使用区分では、人数に応じた認定水量を定めていまして、1人世帯では10^m³、2人世帯では16^m³、3人世帯では22^m³とみなし水量により下水道使用料を決定しています。以上が条例及び規則での規定であります。

資料1に戻ってください。1番の「検討課題」では、現状と検討課題を記載していただきまして、現状の取り扱いにつきましては、規則に定めております「井戸水等のみとして算出した水量〔認定水量〕又は水道水の使用量のいずれか多い方の水量とする」との取扱いであります。この現状に対しまして、今回の諮問に係る部分であります「検討課題」を記載しています。「井戸水等と併用していながら、井戸水等と水道水の合わせた下水排除量が認定水量を上回れば井戸水等の水量に対する使用料が考慮されない」との課題がありますので、この課題について検討いただきたいというものであります。

「認定水量を上回った場合に井戸水等の水量が下水道使用料に考慮されない」の課題点について、2つのケースで説明させていただきます。なお、消費税を除く金額で表記していますので、実際は8%分が加算されることとなります。まず、ケース1は、3人世帯で井戸水等20^m³、水道水20^m³を使用した場合の例です。水道水が認定水量以下のため認定水量の22^m³で料金計算することから、下水道使用料は4,140円となります。一方、実際に

下水道に排除した量は 40 m³であり、その使用料は 6,300 円となります。6,300 円と 4,140 円との差額が 2,160 円となります。この 2,160 円が考慮されていない金額ということになります。次にケース 2 の場合で見えます。3 人世帯で井戸水等 17 m³、水道水 23 m³を使用した場合で、使用水量の合計は 40 m³でケース 1 と同じ量です。認定水量は 22 m³となり水道水 23 m³との比較により、水量の多い水道使用量で料金計算することから、下水道使用料は 4,260 円となります。一方、実質下水排除量は 40 m³の 6,300 円であることから、6,300 円と 4,260 円の差額 2,040 円が考慮されていない金額ということになります。以上の事例から課題を整理してみますと 1 点目には、下水道に排除する水量は、水道水のみ、ケース 1、ケース 2 とも 40 m³と同じであります。2 点目には、水道使用量が認定水量以内であれば、井戸水等の使用量がいくら使用しても定額料金となる。3 点目には、井戸水等の使用量は量水器の設置がないため、水量の確認ができない。以上のようなことを検討課題と捉えています。

次に、2 ページをご覧ください。「現状」として、現在井戸水等の併用がどの程度あるかについて整理しています。(1) では、平成 26 年 9 月現在における「使用水の区分」で、水道水のみ、井戸水等のみ、井戸水等併用における件数とその割合となっています。19,554 件のうち、18.6%に当たる 3,625 件が水道水と井戸水等との併用で、水道水のみが 80.2%の状況となっています。次に、(2) では、「井戸水等併用世帯の料金算定区分」ということで、井戸水等併用の 3,625 件のうち、前ページのケース 2 に相当する水道比例に該当した割合が 28.7%の 1,042 件となっています。水道比例以外の 2,583 件、71.3%が認定水量で料金計算されています。その認定水量で請求した 2,583 件の中には、井戸水等と水道水を合わせても認定水量以下の使用水量の世帯もあれば、ケース 1 に該当する水道水と井戸水等を合わせれば認定水量を上回っている使用も含まれていることとなります。(3) では、井戸水等併用世帯における排水人数の状況を示した表となっています。3,625 件のうち 2 人世帯が 964 件、26.6%、3 人世帯が 670 件、18.5%で全体の約 45%で、1 人世帯が 488 件、13.5%、4 人が 429 件、11.8%となっています。以上が井戸水等の併用が全体使用者の中で、どの程度あるか、現状を整理したものであります。

次に、4 ページであります。「井戸水等併用の使用水量と使用料の関係」を整理しています。「井戸水等の使用量は量水器の設置がないため水量の確認ができない」と検討課題で掲げていたが、井戸水等使用割合を想定して、その水量を料金に反映した場合どの程度の料金の格差が生じているかを試算してみました。その試算表は、資料 1-2 として整理しています。その表の見方を 4 ページで説明しています。表につきましては、2 人世帯についての抜粋、部分記載としています。井戸水等併用として 75 : 25、50 : 50 としていますのは、井戸水等の使用量が把握できないため、1 か月の使用水量のうち 4 分の 1、25%を使っている場合を 75 : 25 とし、同様に 50%、半々の使用の場合を 50 : 50、4 ページの表には省略していますが 4 分の 3、75%の井戸水等の使用の場合を 25 : 75 とし、3 パターンで示しています。

太枠の部分で説明させていただきます。金額は消費税別での記載となっています。20 m³を使用した場合は、水道水のみ使用者は 3,900 円となります。一方井戸水等の使用の場合で、使用割合が 25%であれば、水道水の使用が 15 m³、井戸水等が 5 m³との状況と想定します。2 人世帯の認定水量が 16 m³ですので、下水道使用料は 3,420 円となり、その差額

480円が下水排除水量からみると安く請求していることとなります。次に、40 m³での太枠の部分について、使用割合が50%の半々の使用の場合で見てみます。40 m³を使用した場合は、水道水のみ使用者は6,300円となります。一方井戸水等の使用が50%ですので、水道水の使用が20 m³、井戸水等が20 m³との状況と想定します。2人世帯の認定水量が16 m³ですので、認定水量と水道水の多い水量で下水道使用料を計算することから、20 m³と認定して3,900円となります。その差額は2,400円が下水排除水量からみると安く請求していることとなります。井戸水等の使用は、例えば洗濯水のみやトイレのみの使用、風呂にも使っている、洗濯水やトイレの両方にも使っているなど家庭によって異なります。また、その使用割合も夏場と冬場は一定ではないと想定されますが、その月の使用割合がどの程度であったかを想定して、25%程度とした場合、水道の検針が15 m³であれば、5 m³が井戸水等であるとみなして、20 m³を下水道に排除しているとして、その場合の下水道使用料がどのようになっているかを見ていただければと考えています。なお、表の中で赤字、マイナス表記の数字がありますが、この数字だけをみれば、井戸水等使用者に不公平感があるようにありますが、現在の料金体系の中で水量からの使用料金を示したもので、例えば上水のみ使用者で月の使用量が5 m³や10 m³程度の節水をされているかということ、同様に井戸水等併用の場合も5 m³や10 m³の使用者がどの程度あるかということがあり、実際には上水使用が少ない場合は、現状では井戸水等の使用が逆に多いことが想定すべきと考えています。

次に、5ページ、6ページは、2人世帯、3人世帯、4人世帯についてグラフ化したものです。表5、3人世帯で表の見方を説明させていただきます。表の横軸が使用水量、縦軸が下水道使用料で、縦の太い線が3人世帯の認定水量22 m³を表しています。凡例で表記していますが、上水のみ使用を黒で、井戸水等の使用割合が25%を赤で、50%を青で表しています。黒の上水のみでは、10 m³までが基本水量となり基本料金となり定額のため一定金額となっており、11 m³から超過料金が加算され右上がりの線となります。青の50%の使用割合では、認定水量22 m³に井戸水等の22 m³を加えた44 m³の使用までが基本料金となり、それ以上の使用で超過料金が加算されることとなります。青と黒の上下の差を緑の縦線で結んでいる分が、課題部分である水道水のみ使用者との料金の差を示しています。同様に、25%の使用である赤の線では、認定水量22 m³に井戸水等の7 m³を加えた29 m³の使用までが基本料金となり、それ以上の使用で超過料金が加算されることとなります。2人世帯と6ページには4人世帯のグラフを示していますが、基本料金から超過料金が加算される水量は異なってきますが、いずれにしても同じ傾向があることが、この表でわかるのではないかと思います。これを資料1-2で見てください。

3人世帯の表の50:50の表の部分です。表が5 m³単位としていますので、1 m³単位までの細部まで表示していませんが、二重線の所まで、認定22 m³まで基本料金なることとなります。右側の使用割合が25:75の75%の井戸水等を使用している場合を見てみますと、80 m³を下水道に排除していても上水の使用量が20 m³であれば基本料金となる、実際3人世帯で60 m³や80 m³の使用があるとは考えられませんが、現在の料金制度ではこのようになるということです。こうした現状を踏まえ、それでは井戸水等の使用量の計量が出来ない中で、より下水道に実際に排除されている水量により近い水量として認定し、水道水のみ使用者との料金格差をなくしていくためには、どのようにすればよいかを検討、協議

いただきたくお願いするものであります。

次に、県下の市の取り扱いはどのようにされているかを参考資料として添付させていただいています。資料7ページに、「他市の状況」として整理しています。表では、基本水量、基本料金、井戸水等のみの場合の取り扱い、井戸水等併用の場合の取り扱い、さらに超過料金、従量料金について記載をしておりますので、参考にご覧いただければと考えております。以上、丹波市の下水道使用料における水道水と井戸水等の算定方法について、さらに井戸水等併用世帯における算定方法の現状と課題についてご説明させていただきました。

本日は、現状と課題がどこにあるかを確認いただき、それではその課題を解決するためにはどのようにすればよいかについては、他市の事例も参考にすることで、今回の会議でご協議いただければと考えています。ただいま説明させていただいた内容で、疑問点や質問、意見交換をいただければと考えています。また、検討するに当たってもう少し資料や状況が知りたいというご意見をいただきましたら、それらの資料と併せまして、事務局から検討の素案を今回の会議に準備していきたいと考えておりますので、よろしくご願ひいたします。

(会長) ありがとうございます。ただいま事務局の方からご説明がございました。質問等がございましたらお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。井戸水等は計量できない分でございますので、難しいところだと思っておりますが、何でも結構ですので、ごまかせんか。

(委員) 資料の7ページですが、A市などは、右側に「2ヶ月」と記載がありますが、丹波市は「何ヶ月」と書いてありません。丹波市は1か月分と考えてよろしいでしょうか。

(会長) 事務局回答をお願いできますか。

(事務局) 丹波市については検針を2か月に1回させていただいております、それを2で割り、料金を計算させていただいております。

(委員) 2か月ということですか。

(事務局) はい。特に消費税の関係がございまして、条例とか規則に設定されておりますのが、消費税込で設定されている自治体もあれば、丹波市は、消費税を後で加算するようにしております。2か月で表示されているところもありますし、1か月で表示されているところもありますので、A市の場合は2か月で20 m³ということになっております。実際、2で割っていただいて、見ていただくこととなります。そのまま表示をさせていただいております。

(委員) もう少しわかりやすくしていただければうれしかったかと思っております。わかりました。

(会長) 資料の7ページから8ページにあります資料の説明をしたと思います。

(委員) 基本料金が高いと思うのです。

(会長) そういう質問が出ておりますが、事務局お願いします。

(事務局) 料金につきましても、審議会の中で調整していただいておりますが、いわゆる下水道として経営していくための分、維持管理費を含めまして設定させていただいております。そのような中で他市と比較した場合は、違うという場合がございます。そういった場合は、基本料金とそれにおける基本水量をどこにしているかということで、基本料金は低いけども、超過料金が高いなど、料金のかけ方について、どこを主としているかということで、使用量が多くなる人については、多くもらうようになります。公平な負担ということをしておりまして、皆様から公平に負担していただくという考え方によって基本料金に差が出ております。

(会長) よろしいでしょうか。これから検討の中に入れていただけたらと思います。

(事務局) 基本料金につきましては、平成23年度に料金改定しております。先ほどの副市長のあいさつの中にもありましたが、平成21年に審議会で答申いただきまして、ばらばらであった料金の統一をしようという調整をし、おおむね5年ごとに料金改定をかけていくということになっておりまして、今回の分につきましては、井戸水等併用についてご審議いただきまして、次年度以降に次の料金改定に向けて、ご審議いただきたいと思っております。今回については、当時の考え方では、旧町6町の基本料金の水準ですとか、下水道整備は、ほぼ完了しておりましたが、完了したてということで、幅広く使用者に一律にもらっていこうという考え方が反映していると推測されます。また、次年度にそのあたりの議論をちょうどできたらと思います。今回はその前の公平ではない部分について、できましたら議論をお願いしたいと思います。

(会長) 委員からお話しがありましたように、諮問から外れるかも知れませんが、全体を理解することも大事なことで、含めていただいて、本論に移していきたいと思っております。

他に何かございませんか。

水道はしっかり計量できるわけですが、井戸水等が家族構成の想定値であるため、差異が出ているというわけですから、これから、井戸水等の算定を検討する上において、ご意見いただきたいかと思っております。

(副会長) 算定方法が難しく、理解しがたいですが、皆様いかがでしょうか。

(事務局) 井戸水等の計量できない分は、一人の場合10^mという認定水量を設けております。水道水と両方使用されている家庭は、水道水のメーターが10^mまでは10^mで請求し、10^mを超えた場合、例えば11^mとなった場合は、水道水の量で請求するという料金算定

です。

他市の状況を説明しますと、7ページをご覧くださいなのですが、井戸水等併用の場合、水道使用量プラス認定水量括弧二分の一とあり、これがほとんどです。丹波市はどちらか多い方という算定です。

丹波市は、水道水が認定水量を超える場合、水道水量しか請求していないということなのですが、井戸水等を流されていても算定の対象になっていないという方法です。他市は、量れない水量の二分の一加算するという方法を採られています。

(会長) ありがとうございます。質問することはなかなか難しいと思います。今後の日程の資料にございましたが、基本的に平成27年の3月が最後です。

他、ないようでしたら、次回以降に具体的に進めていこうと思います。議論をさせていただければと思います。

(委員) 正直なことを聞きたいと思います。井戸水等を使われている方は下水道管に流れますので、料金はいただかなければならないと思います。

(会長) 井戸水等について下水管に流れる量を確定できませんので、丹波市は基準を設けられております。家族構成で決めておられますから、公平になるように議論をしていきたいというのが、これからの課題となっております。よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(委員) 大変なのは、井戸水等が下水道管を通して流れているかということです。強く言えないと思います。公平か不公平か言えないと思う。これでいいのではないのでしょうか。

(会長) 委員からお話しがありましたように、特定できないところがあって決め難い部分があります。事務局から質問に対して説明はできますか。

(事務局) 家の中で使われている場合は、下水管に流れます。畑だけに使う場合もあるでしょうし、井戸水等がすべて下水管に流れているわけではありません。水量がわからず、計算できないということになります。

(事務局) 補足させていただきますと、現在は、宅内工事をされた場合には、井戸水等も利用されていないか確認しています。井戸水等が公共柵につながっているとの確認できましたら、併用という扱いをしております。散水栓など屋外のみに使われている場合が確認できましたら、水道水のみ使用となります。確認をさせていただいた上で賦課させていただいております。このような確認の上で水量が把握できないので、どうしていこうかというところでございます。

(会長) 下水道に排水している分について、井戸水等他と捉えたらよろしいですね。下水

管を通らずに流したものは、別の話と思ったらよいでしょうか。下水管を通っているのか、畑だけということなのか、市の方で判断できるということで、委員の話の答えになると思います。

(委員) 井戸水等も流しているとの調査はされているのですか。調査はいつ終わるのですか。

(事務局) 資料2で示しているように、井戸水等併用かについては、申告が出ていますので、区分はわかります。本日の資料の中でもわかりますように、50%、25%など色々なパターンがあります。今後協議の中で、算定していけたらと思います。

(会長) よろしいでしょうか。他ございませんでしょうか。

先ほど申しましたとおり、審議を進めていく上で、資料を見ていただく中で、疑問が出てくると思いますので、次回審議会に送れたらどうかと思います。課題についての説明を終えたらどうかと思いますがいかがでしょうか。もし、ご不明な点がございましたら、下水道課にお問い合わせいただくとか、意見をまとめていただき、整理をしていき、審議を進めていければと思います。

意見がないようですので、終わりたいと思います。日程について事務局からご説明いただきたいと思います。

(2) 下水道事業運営審議会の今後の日程について

(事務局) 次回は1月の下旬に開催させていただけたらどうかと思います。課題につきまして、ご意見をいただく中で進めていきたいと思います。第3回につきましては2月の末くらいに開催し、引き続き課題の審議をいただきたいと思います。第4回につきましては、3月の中旬に行い、議題の審議と併せ答申のまとめができるように考えております。会長からもありましたが、3月末ということではなく審議の状況に応じて会議を進めていければと考えています。

内容が難しい為、一度持ち帰りいただきまして、ご質問等がございましたら、下水道課まで報告いただきまして、Q&Aとして次回資料を準備させていただきます。また、教えてほしいということがございましたら、資料としまして準備させていただきます。

(会長) スケジュールが資料の中にもございますが、今年度中にまとめる予定でしょうか。年度をまたがっても差し支えないのでしょうか。

(事務局) 取りまとめの方向により下水道使用料の変わる方ができます。そのため、井戸水等使用者への周知期間が必要です。料金システム改修の期間も必要です。3月に答申をいただくことが決まりましたら、平成27年の下半期からとすとか、審議が長引くなら、改定する時期をいつとは決めてはおりませんので、審議いただき進捗の中で進めていけたらと思います。

(会長) できましたら、3月末がよいと思います。基本的にはスケジュール通り進めてい

きたいと思います。

次回の日程が決まりましたら、ご連絡させていただくということで異議はございませんか。

ないようでございますので、スケジュールを基本とさせていただきます。

それでは、その他をお願いします。

10. その他

事務局から資料を説明する。

- (1) 下水道事業の地方公営企業法の適用について
- (2) 8月16日豪雨災害に係る使用料免除について
- (3) 丹波市下水道中期ビジョンについて

(会長) 質問はございませんか。

(会長) 質問がないようですので、荻野副会長から閉会のあいさつをしていただきます。

11. 閉会

副会長から閉会のあいさつ

終了時間 午後3時25分